

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農 業 委 員 会

番号 4

許認可等の内容		農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定
根拠法令及び条項		土地改良法 第3条第4項
審 査 基 準	関係条項	土地改良法第3条第1項、同法同条第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1. 土地改良法第3条第4項の認定に当たっては、同法同条第1項又は第2項の要件に該当しているかについて審査する。</p> <p>2. 土地改良法第3条第4項に該当するかどうかの審査に当たっては、次の基準により審査する。</p> <p>(1) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき。</p> <p>(2) 農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業（第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（平成30年2月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	<p>総日数7日（休日は含まない。）</p> <p>形式審査1日、実質審査3日、現地調査1日、農業委員会総会等付議、（報告）、決裁手続2日、計7日</p> <p>ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。</p> <p>(ア) 茅ヶ崎市の休日定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1号に規定する市の休日</p> <p>(イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とする日数</p>
	設定等年月日	平成15年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）